

令和5年度琉球王国文化遺産集積・再興事業実施設計委託業務  
質問・回答書

令和5年4月26日

No.	仕様書等の項目	質問内容	回 答
1	企画提案仕様書 5-(1)-ア-①・ ③・④	企画提案時では、必要な調査・調査地・回数等について想定して積算する事となっているが、想定した経費積算書を提出し採択された後、各想定量に変更となった際には、契約変更の対象となるか。	契約金額変更(増額)の対象とはなりません。契約後の調査等の実施については県と事前に協議した上で、受託事業者には、契約金額の範囲内で、より効率的で適正な委託業務の推進に努めていただきたいと思います。 なお、本委託業務に係る公募企画提案は、事業の目的に基づいた最も効果的な提案をする事業者を選定するためのものです。本委託業務企画提案応募要領10-(7)記載のとおり、「(前略)業務を実施するにあたっては、県と協議して進めていくものとし、提案された内容を全て実施するものではない。」ことをご了承下さい。
2	企画提案仕様書 5-(1)-エ-②	実施設計作成に係る各会が年4回程度となっているが、回数に変更が生じた場合、契約変更の対象となるか。	契約変更(増額)の対象とはなりません。本委託業務企画提案仕様書9-(3)記載のとおり、契約後の会議等の実施については県と事前に協議した上で、受託事業者には、契約金額の範囲内で、より効率的で適正な委託業務の推進に努めていただきたいと思います。
3	企画提案仕様書	企画提案仕様書に記載されていない、あるいは読み取れない業務が発注者から指示された場合、契約変更の対象となるか。	県が発注する委託業務は仕様書に記載された範囲内となります。